## 寄附の税制優遇措置(寄付金控除)についてのご案内

竹原市社会福祉協議会の会員会費と寄附金は、税制優遇措置の対象となっています。所得税、法人税、住民税において、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。なお、優遇措置を受けるためには確定申告が必要です。

# 個人会員・個人による寄附

### ①所得税の控除について

竹原市社会福祉協議会に対する会員会費と寄附金は、特定寄附金に該当し、確定申告を行うことで、**所得控除**と**税額控除**の、いずれか有利な方を選択することができます。申告時には、寄附金の領収書(正)と税額控除に係る証明書(写)が必要です。なお、年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

#### 〈所得控除〉

下記の計算式による金額が、年間所得金額から控除されます。

寄附金合計 - 2,000円(適用下限額) = 寄附金控除額

- ※特定寄附金合計の上限は、所得金額の40%となります。
- ※所得控除を行なった税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方が 減税効果が大きくなります。

#### 〈税額控除〉

下記の計算による金額が、年間所得税額から控除されます。

(寄附金合計 -2,000円)  $\times 40\% =$  寄附金控除額

- ※寄附金合計の上限は、所得金額の40%となります。
- ※税額控除額は、その年の所得税額の25%が限度となります。
- ※税率に関係なく税額から税金控除額を直接差し引きます。小口の寄附に も減税効果が大きくなります。

### ②個人住民税の控除について

1月1日現在、竹原市にお住まいの方が、前年1年間に当会に寄附した場合は、地方税法上の寄附金税額控除がうけられます。

(寄附金合計 - 2, 000円) × 10% (県民税 4%、市民税 6%) = 寄附金控除額

※寄附金合計は、年間所得の30%が限度となります。

# 法人による寄附

法人による寄附金については、法人税法上の損金算入ができます。是非、ご 活用ください。